

「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会」開催要綱

1 目的

オンラインカジノサイトへのブロッキングを含むアクセス抑止の在り方に関する法的、技術的課題について検討するため、「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会」を開催する。

2 名称

本検討会は、「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会」と称する。

3 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は本検討会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、本検討会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (8) 構成員は、本検討会における情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
 - ① 構成員は、本検討会で知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
 - ② 構成員は、本検討会で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。
- (9) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

4 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料については、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討会の会議については、議事概要を作成し、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

5 その他

本検討会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課が行うものとする。

(別 紙)

「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会」構成員

(敬称略・五十音順)

【構成員】

	黒坂 達也	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授 (ジョージタウン大学客員研究員)
	鎮目 征樹	学習院大学法学部教授
(座長)	曾我部真裕	京都大学大学院法学研究科教授
	田中 紀子	ギャンブル依存症問題を考える会代表
	長瀬 貴志	山崎法律事務所弁護士
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク代表
(座長代理)	橋爪 隆	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	前村 昌紀	日本ネットワークインフォメーションセンター政策主幹
	森 亮二	英知法律事務所弁護士
	山口 寿一	読売新聞グループ本社代表取締役社長

【オブザーバー】

一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会 (ICSA)
一般社団法人テレコムサービス協会 (テレサ協)
一般社団法人電気通信事業者協会 (TCA)
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA)
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 (JCTA)
警察庁、法務省